

21 日 獣 発 第 98 号

平成 21 年 7 月 6 日

地方 獣 医 師 会 会 長 各 位

社 団 法 人 日 本 獣 医 師 会
会 長 山 根 義 久
(公 印 及 び 契 印 の 押 印 は 省 略)

家畜共済事業における動物診療提供の適正の確保等について

今般、農林水産省から、家畜共済事業において獣医師による架空診療の不正請求に係る農業共済組合連合会及び農業共済組合による不当な保険金の支払い事例等が指摘され、該当の連合会に対し業務改善命令が発出されたところです。

詳細は、別紙の農林水産省プレスリリースのとおりであります。いうまでもなく、農業災害補償法に基づく家畜共済制度は産業動物診療の基盤となるものであり、畜産生産者の信頼と納税者の理解の下に制度の根幹が維持されているところであります。

今回の事案について、高度専門職業人として特に高位の職業倫理意識の求められる獣医師が関与していたことについては、大変残念であり、遺憾に存ずる次第です。地方獣医師会においては、今回の事案を十分踏まえられ、会員獣医師に対し日本獣医師会獣医師倫理綱領（獣医師の誓い—95年宣言）の精神に立ち返り、獣医師職業倫理の徹底を通じ同様な事案の再発防止に備えられるよう、ご指導の程お願いいたします。

(注) 担当 (連絡先) : 駒田事務局主任

農林水産省

プレスリリース

平成21年7月3日
農林水産省

栃木県農業共済組合連合会に対する監督上必要な命令の発出について

本日、農林水産省は、栃木県農業共済組合連合会に対して、農業災害補償法第142条の5第2項の規定に基づき、監督上必要な命令を発出しました。

1. 経過

1. 本年3月に家畜共済事業に係る共済金を獣医師が架空診療により不正請求しているとの匿名の投書を受け、本年3月と6月に、農林水産省は栃木県農業共済組合連合会(以下「連合会」という。)に対し、栃木県は芳賀地方農業共済組合(以下「組合」という。)に対し検査を実施しました。
2. この結果、農林水産省が確認した主な事実は以下のとおりです(別紙1参照)。
 - (1) 栃木県内の獣医師が架空診療による診断書を組合に提出したこと。また、当該事案につき、組合及び連合会は十分な調査等を行わず、組合は農業者に共済金を、連合会は組合に保険金を支払ったこと
 - (2) 連合会は、本来廃用牛の基準に該当しない牛(死にひんしていない牛)を独自の解釈で死にひんした牛と認定し、当該認定に基づき組合に保険金を支払ったこと

2. 措置

これらの連合会の業務執行は、農業共済組合連合会として非常に不適正であり、獣医師の架空診療により不適正に支払を受けた再保険金等を返還させるとともに、早急に、保険事業を適正に行わせる必要があります。

このため、本日付けで、農業災害補償法(昭和22年法律第185号)第142条の5第2項に基づき、連合会に対して、次の命令を行いました(別紙2参照)。

- 獣医師の架空診療によって支払われた共済金に係る再保険金等の精査及び返還
- 責任の所在を明確化すること
- 家畜共済事業における審査及び廃用認定業務を適正化すること
- コンプライアンスの強化と役職員の意識改革を徹底すること
- 以上の改善措置について、別途農林水産省経営局長から指示のあるまで、4半期に1回継続的に報告すること(第1回は、8月3日)

本件については、栃木県内の農業共済組合を監督する栃木県と連携しつつ、厳正な対応に努めて参ります。

<添付資料>(添付ファイルは別ウインドウで開きます。)

- [別紙1\(栃木県農業共済組合連合会に対する処分の理由\)\(PDF:69KB\)](#)
- [別紙2\(栃木県農業共済組合連合会に対する命令の内容\)\(PDF:65KB\)](#)
- [参考1\(参照条文\)\(PDF:50KB\)](#)
- [参考2\(家畜共済制度の概要\)\(PDF:416KB\)](#)
- [参考3\(今回明らかとなった家畜共済における不適正な業務内容\)\(PDF:100KB\)](#)
- [参考4\(今回明らかとなった特定損害防止事業における不適正な事案の概要\)\(PDF:142KB\)](#)

— お問い合わせ先 —

経営局保険課
担当者:企画調査班 吉武

代表:03-3502-8111(内線5266)
ダイヤルイン:03-6744-2175
FAX:03-3506-1936
経営局保険監理官
担当者:総務班(総括)中野
代表:03-3502-8111(内線5290)
ダイヤルイン:03-3502-7380
FAX:03-3502-5761

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



[ページトップへ](#)

Copyright:2007 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話:03-3502-8111(代表)

農林水産省

栃木県農業共済組合連合会に対する処分の理由

農業共済組合連合会は、農業災害補償制度の運営に係る県組織として、農業経営の安定及び発展のため、保険事業の実施等その役割を適正に発揮することが本来の役割である。

しかしながら、今般実施した検査において、芳賀地方農業共済組合の家畜共済事業に関して、指定獣医師の架空診療による共済金の不正請求に対し保険金を支払ってきたことが明らかとなった。これは単に指定獣医師が起こした不正事案ということではなく、貴連合会の審査が不十分であり、チェック機能が働いていなかったことにも大きな問題がある。県下農業共済組合においては、平成16年度に当該獣医師による不正な診断書が発見され、その後も架空診療や不正な診断書の提出が行われていた事実を把握しながら、貴連合会は十分な調査を行わず、国への報告も怠っていた。

貴連合会は、廃用の認定について、担当部署の独自の解釈により家畜共済の事務取扱要領に定められた基準と異なる認定を行ってきた。

また、特定の疾病による共済事故の発生を未然に防止する特定損害防止事業において、河宇農業共済組合の職員が実績のない対象経費を記入した記録を作成し連合会に実績報告した。連合会は、この事実を把握し、連合会の担当職員の処分を行ったにもかかわらず、国に対し、当該事実を報告せず、既に支払った交付金を返還していないことも判明した。

こうした問題が生じたのは、個々の業務執行段階におけるコンプライアンス意識の低さ、内部牽制体制等に問題がある。

このため、貴連合会に対して業務実施の改善を命ずるものである。

栃木県農業共済組合連合会に対する命令の内容

- ① 獣医師の架空診療によって支払われた共済金に係る再保険金等の精査及び返還
 - ・ 当該獣医師の架空診療による病傷事故診断書に基づいて支払われた共済金に係る再保険金の額を精査し、国に返還
 - ・ 連合会による不適正な廃用牛認定に基づいて支払われた共済金に係る再保険金の額を精査し、国に返還
 - ・ 不適正に受けた特定損害防止事業に係る交付金の額を精査し、国に返還
- ② 責任の所在を明確化すること
 - ・ 責任の所在の明確化と関係者の厳正な処分の実施
- ③ 家畜共済事業における審査及び廃用認定業務を適正化すること
 - ・ 架空診療を見抜けなかった原因を分析するとともに、農業者が獣医師に実際に支払った金額の確認徹底等の病傷事故審査の適正化に向けた対応方策を策定
 - ・ 事務取扱要領に基づいた廃用認定の適正化に向け、組織的なチェック体制の整備等の対応方策を策定
 - ・ 栃木県下の全組合について、調査を実施。
- ④ コンプライアンスの強化と役職員の意識改革を徹底すること
 - ・ 連合会のコンプライアンス関係規程の検証と実効ある運用等
 - ・ 内部監査体制の整備と内部監査の定期的実施等の内部統制強化
- ⑤ 以上の改善措置について、別途農林水産省経営局長から指示のあるまで、4半期に1回継続的に報告すること（第1回は、8月3日）。

○農業災害補償法(昭和22年法律第185号)(抄)

第142条の2 行政庁は、組合等又は農業共済組合連合会が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は共済規程等若しくは保険規程を守っているかどうかを知るために必要があるときは、組合等若しくは農業共済組合連合会からその業務若しくは会計(共済事業を行う市町村にあつては、当該共済事業に係る業務若しくは会計。以下この条及び次条において同じ。)に関し必要な報告を徴し、又は組合等若しくは農業共済組合連合会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

第142条の3 行政庁は、組合等又は農業共済組合連合会の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査しなければならない。

第142条の5 行政庁は、第百四十二条の二の規定により報告を徴し、又は前三条の規定により検査を行つた場合において、農業共済団体の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は共済規程若しくは保険規程に違反すると認めるときは、当該農業共済団体に対し、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

② 行政庁は、前項の規定によるほか、この法律の規定による共済事業又は保険事業を適正かつ効率的に行わせるため特に必要があるときは、農業共済団体に対し、これらの事業につき、業務の執行方法の変更その他監督上必要な命令をすることができる。

第145条の2 第二章及び第五章の二の規定中「行政庁」とあるのは、第五十三条及び第五十三条の二第一項の場合並びに「法令に基づいてする行政庁の処分」とある場合を除いて、組合等については都道府県知事、農業共済組合連合会については農林水産大臣とする。

家畜共済制度の概要

農業者があらかじめ農業共済組合に共済掛金を出し合って、共同準備財産を造成しておき、

- ① 家畜の死亡又は廃用による損失
- ② 家畜の疾病又は傷害の診療費の支払

が発生した場合に、農業共済組合が共同準備財産から被災した農業者に共済金を支払う制度

(注) 「廃用」とは、病気や傷害によって死にひんした状態になったり、乳牛の乳が出なくなるなど家畜として使用する価値がなくなった状態になったりすること。

【制度の概要】

1 家畜共済の対象となるもの（共済目的）

牛及び牛の胎児、馬、豚

2 共済掛金（牛、馬で5割、豚で4割を国庫補助）

共済掛金＝共済金額×共済掛金率

3 家畜が死亡又は廃用になった場合に支払われる共済金

$$\text{共済金} = \left(\begin{array}{l} \text{事故家畜} \\ \text{の価額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{残存物} \\ \text{価額等} \end{array} \right) \times \frac{\text{(共済金額)}}{\text{(農業者の飼養する家畜の評価額の合計)}}$$

- (注) 1 「残存物価額」は、廃用家畜の肉、皮等から得られる収入。
 2 「共済金額／農業者の飼養する家畜の評価額の合計」は、農家が「最低割合」～8割の範囲で選択。
 (芳賀地方農業共済組合の牛の「最低割合」は、2割)
 3 上の式において、共済金の計算に用いる残存物価額等は、事故家畜の価額の1/2を限度とする。
 4 上の式により算定される共済金の額が純損害額(事故家畜の価額から残存物価額等の額を差し引いた額)を上回る場合は、純損害額が共済金として支払われる。

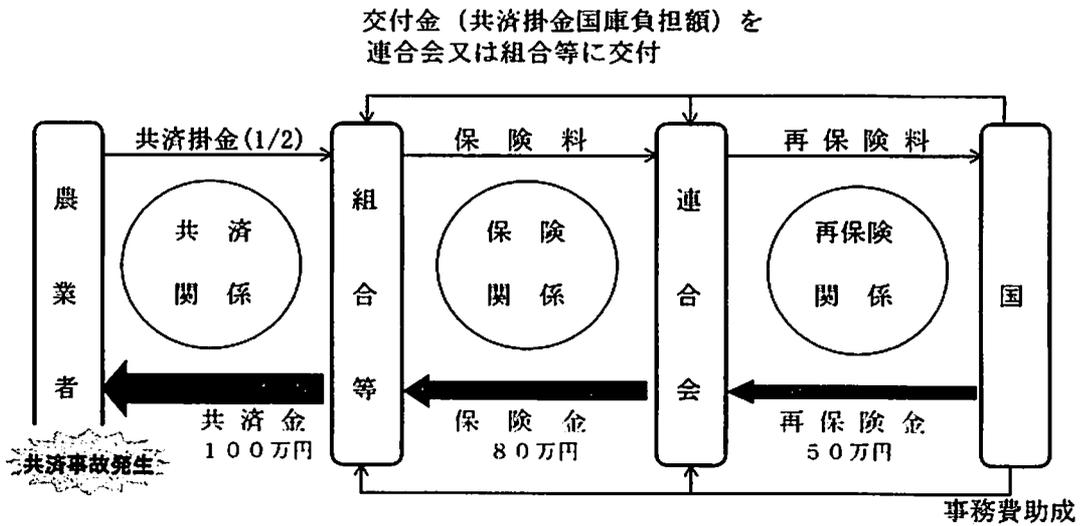
4 家畜の疾病又は傷害の診療費に対する共済金

診療内容に応じて、農林水産大臣が定める診療点数により算定

5 実施主体

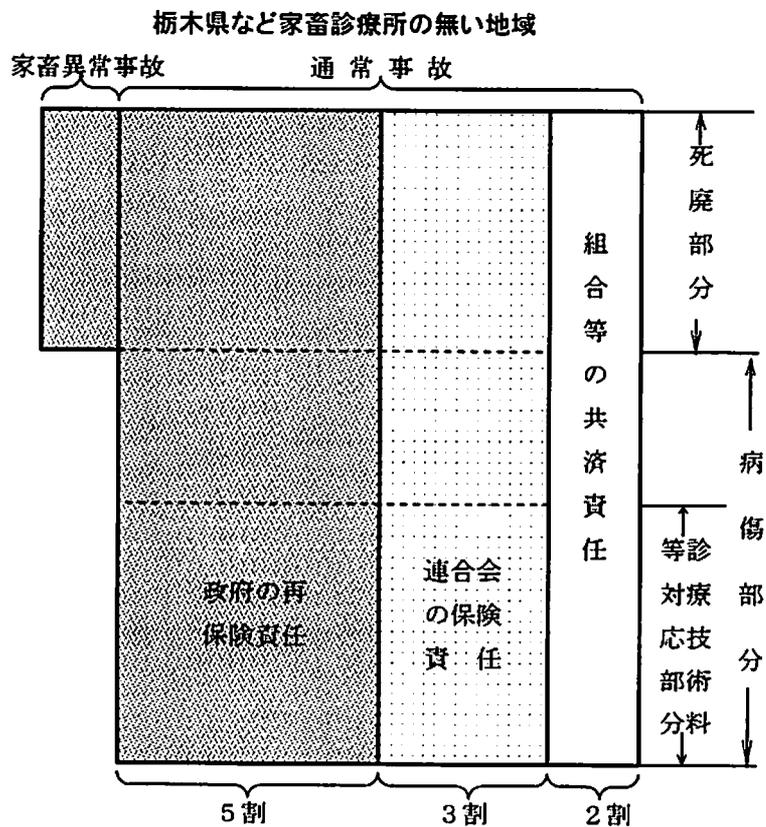
農業共済組合(又は共済事業を行う市町村)、同連合会、国

○ 農業災害補償制度の機構

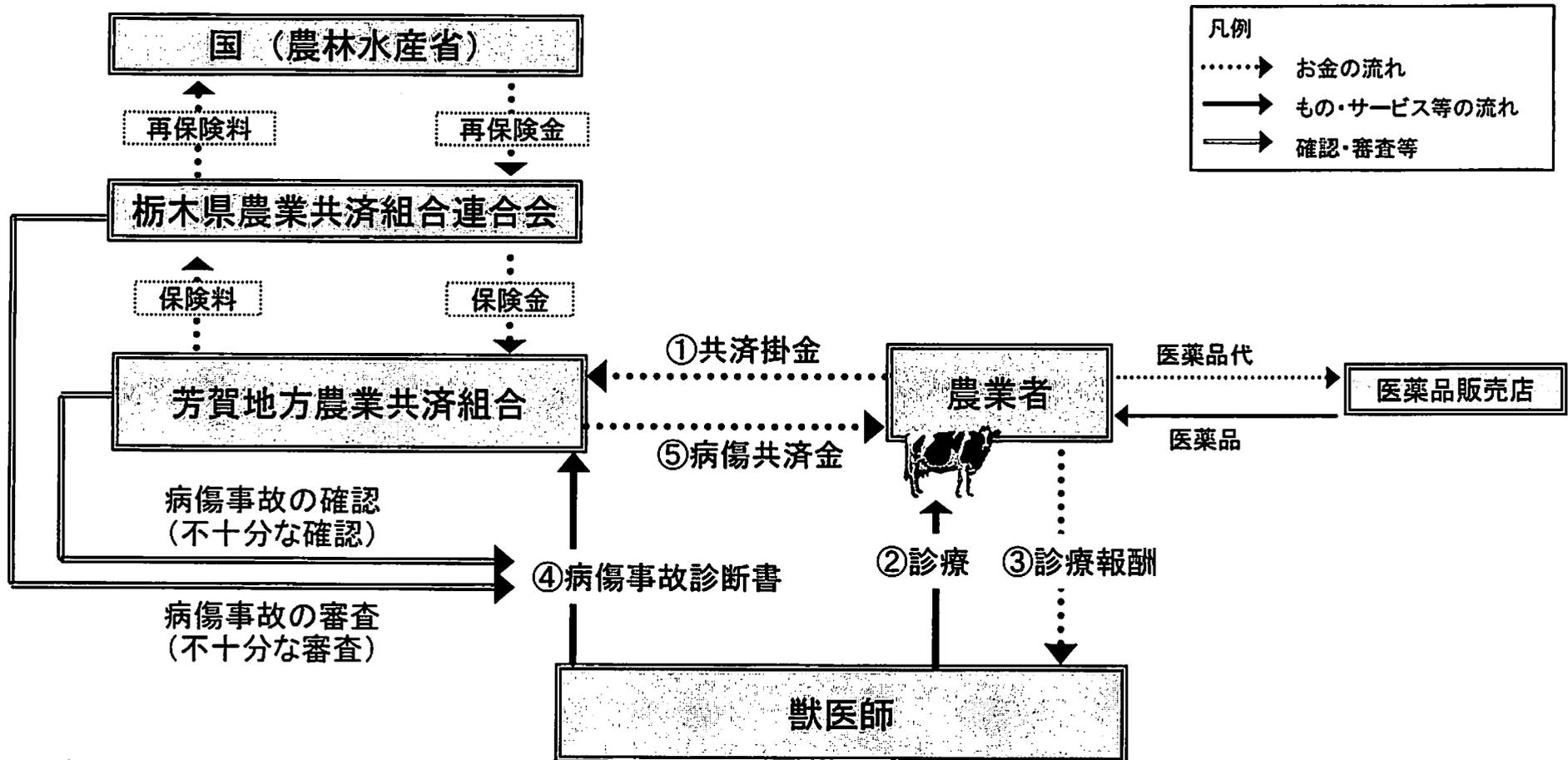


赤字は、家畜共済において100万円の共済事故が発生した場合のそれぞれの支払金額

○ 家畜共済の責任分担図



今回明らかとなった家畜共済における不適正な業務内容



○不適正な事項

【病傷事故】 病傷事故診断書について、組合は、農業者が負担した損害の額を調査せず、また現地確認が不十分なまま、獣医師の架空診断書に基づき過大な病傷事故共済金を支払った。
連合会は、十分な審査を行わずに組合に保険金を支払った。

【廃用牛の認定】 廃用事故について、連合会は、死にひんしていない牛を独自の解釈で死にひんした牛として認定し、組合に保険金を支払った。

今回明らかとなった特定損害防止事業における不適正な事案の概要

特定損害防止事業は、農業災害補償法第 150 条の 3 の規定により、家畜共済事業の安定を図るため、特定の疾病について共済事故の発生の未然防止並びに共済事故による損害の発生及び防止のための検査や処置を行い、事故の低減を図る事業です。平成 21 年度予算額は 636,060 千円。
 (費用負担割合 国:60%相当 農業共済組合連合会:40%相当)

